

# 療養費支給の要件と提出書類について

## 治療用装具等を購入したとき

※ 保険医が治療上必要であると認め、その指示に基づき作製、装着、購入したものに限りです

1. 治療用装具
2. 治療用眼鏡
3. 弾性着衣

## 【提出書類】

### 【1】のとき

- 療養費支給申請書
- 医師の意見書〔装着証明書〕（原本） …… 医療機関より交付されます
- 装具の領収書（原本）
- 装具明細（内訳）書（写） …… 領収書に詳細が記載されているときは省略可
- 装具作製確認書
- 実際に装着する装具の写真（靴型装具のみ）

### 【2】のとき

- 療養費支給申請書
- 治療用眼鏡等作製指示書（原本） …… 医療機関より交付されます
- 眼鏡の領収書（原本） …… 「装着者氏名」と「治療用眼鏡代である旨」が明記されているもの（レシートのみは不可）

### 【3】のとき

- 療養費支給申請書
- 弾性着衣等装着指示書（原本） …… 医療機関より交付されます
- 弾性着衣等の領収書（原本） …… 「着用者氏名」と「弾性着衣等代である旨と品名等の内訳」が明記されているもの（レシートのみは不可）

## ※ 支給時期について

当組合では、療養費適正支給の観点から、給付申請に係る診療内容の確認を実施しています。医療機関より当該診療内容が到着するまで、通常約2ヵ月かかることになっています。それに伴い、【1】は当該装具装着月から最短約2ヵ月経過後、【2】及び【3】は医師が作製及び購入を指示した月から最短約2ヵ月経過後となります。